

## 玉村町マスコットキャラクター「たまたん」出演規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、玉村町マスコットキャラクター「たまたん」の出演に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (出演の申請)

第2条 「たまたん」の出演を希望する場合は、あらかじめ「たまたん」出演依頼書を町長に提出し、その承認を得なければならない。

### (出演承認)

第3条 町長は、前条の規程による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「たまたん」の出演を承認するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 町の正しい理解の妨げになり、又はその妨げになるおそれのあるとき
- (3) 法令または公序良俗に反すると認められるとき、又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動を支援し、公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) 営利目的や特定の企業または個人を応援する活動、事業
- (6) 個人的な活動、行事等
- (7) 特定の人のみが参加する行事
- (8) 「たまたん」のイメージを損ねるおそれのある事業
- (9) 「たまたん」が破損するおそれのある事業
- (10) その他、町長が「たまたん」の派遣について適当でないと認めたとき

### (出演)

#### 第4条

- (1) 「たまたん」の出演料は、原則無料とする。
- (2) 「たまたん」出演の際は、必ず「チームたまたん」のスタッフが随行する。

### (出演に際する遵守事項)

第5条 依頼者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けたものは、「たまたん」出演に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (2) 申請書の記載どおりの出演とし、町長の指示する条件に従うこと
- (3) 無理のある出演計画を立てないこと
- (4) 火気及び危険物の近辺での出演を計画しないこと
- (5) その他、町長が特に付した条件に従うこと

(出演の承認の取消し)

第6条 町長は申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、出演の承認を取り消すことができる。この場合において、申請者に損害が生じても、町長はその責任を一切負わない。

(責任の制限)

第7条 申請者側の責において「たまたん」出演により被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の責任を負わない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、たまたん出演の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。